三次ふれあい会館 施設利用料金表（2022年４月）

**１．**当施設を利用したいときは、事前に必ず**利用申請書**を提出して下さい。

**２．**利用予約は**６ヶ月前**から受付けます。それ以前の予約(仮予約)も受付けますが、その場合は６ヶ月前になりましたら再確認の問い合わせにより、正式な予約をして下さい。

（仮予約については、当館行事等により、お断りする場合もありますのでご了承下さい。）

**３．**利用後、机・椅子等の設備・器機を利用前の状態にもどし、清掃してお帰り下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 午　前９時～１２時 | 午　後１２時～１７時 | 夜　間１７時～２２時 | 　　終　日９時～２２時 |
| 大ホール | 2,100円 | 3,500円 | 4,500円 | 8,000円 |
| 5,600円 |
| 可動式座席使用 | 一律 2,000円 |
| スクリーン使用 | 一律 1,000円 |
| １階・集会室 ２階 ・中ホール２階・研修室 | 900円 | 1,500円 | 2,500円 | 4,000円 |
| 2,400円 |
| １階・調 理 室２階・和　　室 | 500円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 1,500円 |
| ２階・小会議室 | 200円 | 800円 | 1,500円 | 2,200円 |
| 1,000円 |

（備考）１ 利用者が**市外居住者**の場合は、利用料金は**２倍**の額とする。

２ 利用者が**営利目的**の場合は、利用料金は**３倍**の額とする。

ただし、**営利目的・市外居住者**の場合は、利用料金は**５倍**の額とする。

３ **冷暖房機器**を使用する場合は、利用料金の**５割**の額を加算する。

４ **音響機器・調理機器**使用の場合は、利用料金の**３割**の額を加算する。

施設利用料金を減免する場合

　Ⅰ　次に掲げる場合は，施設利用料金を減免する。

①　市の行政機関・市内の住民自治組織・社会福祉団体が利用するときや、

まちづくり活動・自治会が主管する生涯学習活動で利用するとき**（全額）**

1. 市外の住民自治組織・社会福祉団体・コミュニティセンター対象区域外

の利用者が利用するとき**（５割）**

③　その他の団体が、まちづくり活動または社会教育のために利用するとき**（５割）**

④　その他，自治会長が特に必要と認めた場合**（自治会長が定める額）**

　Ⅱ　前項の規定により，施設利用料金の減免を受けようとする者は，利用申請書に必要事項を記入し提出しなければならない。

 **三次地区自治会連合会・三次ふれあい会館（三次コミュニティセンター）**

広島県三次市三次町1828-5　TEL・FAX兼（0824）62-3612　Eﾒｰﾙ：miyoshi@m-city.jp